

様式第十六号（第二十五条の二関係）（昭46建令28・全改、昭63建令23・平元建令3・平6
建令2・平12建令41(平12建令45)・令元国交令1・一部改正）

表

第 号 令和 年 月 日（有効期間1カ年）
所属局部課名
職 名
氏 名
年 月 日生
上記の者は、宅地建物取引業法第63条の2第1項の規定により立入検査を することができる者であることを証する。
国土交通大臣 印

8.5 cm

目

裏

宅地建物取引業法抜すい

第63条の2 国土交通大臣は、手付金等保証事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定保証機関に対しその業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をしてその業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他業務に係るある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。